

### 35. 簡易専用水道検査状況

- ・簡易専用水道とは市町村等の水道事業者から供給される水だけを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるものをいいます。
- ・簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた機関等に管理に関する(水質検査、清掃状況等)検査を受けなければなりません。

平成24年度

地方事務所	検査対象 施設数 A	検査実施 施設数 B	受検率 (%) B/A	助言 施設数 C	助言率 (%) C/B	地方事務所 等への報告 施設数
佐久	399	269	67.4	172	63.9	0
上小	211	163	77.3	81	49.7	0
諏訪	260	222	85.4	121	54.5	0
上伊那	116	86	74.1	54	62.8	0
下伊那	74	60	81.1	36	60.0	0
木曾	30	25	83.3	14	56.0	0
松本	408	366	89.7	196	53.6	0
北安曇	53	33	62.3	16	48.5	0
長野	143	111	77.6	51	45.9	0
北信	118	59	50.0	37	62.7	0
長野市 保健所	454	311	68.5	134	43.1	0
合計	2,266	1,705	75.2	912	53.5	0